

参加費無料

## 令和3年度 佐賀働き方改革推進支援セミナー のご案内

あなたの会社の「働き方改革」への取組はいかがですか？

急速に進展する少子高齢化・働き方に関する多様化等への対応として70年ぶりの労働基準法大改正・同一労働同一賃金を含めた働き方改革関連法が整備されております。

佐賀働き方改革推進支援センターでは働き方改革関連法の概要・具体的な内容・対応にあたっての留意点等について下記のとおり5回のセミナーを開催いたします。

なお、セミナーは新型コロナウイルスへの対応といたしましてZoomを利用したオンラインセミナー、セミナー録画を後日配信するYOU TUBEでの実施といたしますので多数のご参加をお願いいたします。

\* 受講申し込みは裏面「令和3年度佐賀働き方改革推進支援セミナー申込書」をご利用ください

### 1. セミナー開催日時・セミナー内容

- (1) 10月29日(金) 14:00~15:00 働き方改革全般・労基法の主な改正
- (2) 11月10日(水) 14:00~15:00 同一労働同一賃金に関する法改正のポイント
- (3) 11月25日(木) 14:00~15:00 同一労働同一賃金に関する具体的な対応
- (4) 12月 3日(金) 14:00~15:00 人材不足分野における雇用管理改善
- (5) 12月15日(水) 14:00~15:00 業務効率化(テレワーク関係)

### 2. Webセミナー Zoom利用当日参加定員 先着100名

後日 YOU TUBE で配信 (10日間)



お問合せ先：佐賀働き方改革センター  
担当：植松・佐々木  
電話：0120-610-464・0952-26-3946

令和3年度佐賀働き方改革推進支援センターWebセミナー受講申込票

	開催日	セミナーテーマ	セミナー内容	受講希望	
				当日Zoom	録画YOU TUBE
1	10/29(金) 14:00~15:00	働き方改革全般	働き方改革の目指すもの		
			働き方改革の全体像 佐賀働き方改革推進支援センターについて		
		労働基準法関係の主な改正	年次有給休暇・時間外労働上限規制		
			最低賃金・割増賃金等		
2	11/10(水) 14:00~15:00	同一労働同一賃金に関する 法改正のポイント	不合理な待遇差をなくすための規定の整備 (均衡待遇・均等待遇、ガイドラインの整備)		
3	11/25(木) 14:00~15:00	同一労働同一賃金に関する 具体的な対応	規程の整備		
			労働者に対する説明義務		
4	12/3(金)	人材不足分野における 雇用管理改善	働きやすい職場づくり		
			働きがいのある職場づくり		
5	12/15(水)	業務効率化について	テレワーク形態・導入		
			テレワーク実施時の労務管理		

貴社名:

お名前:

所在地:

TEL:

FAX:

貴メールアドレス(必須)

注1 当日セミナー (Zoom) 定員は各項目 先着100名様とさせていただきます

注2 受講ご希望の方は受講希望欄に○を記載願います

注3 受講ご希望者の方へはZoomID、パスワード、YouTubeID、パスワードをメールにてご連絡いたします

申込票記載の上、メール s-kaikaku@saga-hatarakikata.com 又はFAX 0952-60-2856へ返信願います

※申込締め切り(セミナー開催日の5日前まで)

# 今こそあなたの会社の 「働き方改革」を 見直しませんか？

今更ですが働き方改革って何ですか

日本は近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立、働く人のニーズの多様化など、様々な課題に直面しています。

働き方改革は、働く人々の環境や個々の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現するための改革です。

『佐賀働き方改革推進支援センター』の支援内容

- ① 電話・来所・メールでのご相談
- ② 専門家(社労士)が直接訪問して相談に対応します(最大6回)

すべて  
無料!

## ～『佐賀働き方改革推進支援センター』とは～

佐賀労働局が「佐賀県社会保険労務士会」に委託している中小企業・小規模事業者の皆様方の「働き方改革」の実現をワンストップ・すべて無料でサポートする支援機関です。

- ▶ 住所：佐賀市川原町 8-27 平和会館 1F
- ▶ 電話：0120-610-464 (フリーダイヤル)
- ▶ メール：s-kaikaku@saga-hatarakikata.com
- ▶ 受付時間：9：00～17：00 (土日祝日を除く)

詳細はHPへ!→



働き方改革全般について、来所・電話・メールなどで様々なご相談を受け付けます！  
セミナーや相談会も開催しています。まずはお気軽にお電話ください。

# 働き方改革の具体例

- 同一労働・同一賃金ってよくわからない。
- 就業規則が法改正に対応できているか不安。
- 新しい36協定の記入の仕方がよくわからない。
- パワハラ防止法への対応がわからない。
- 時間外労働の上限規制がよくわからない。
- 年次有給休暇の時季指定とは？
- テレワークを導入したいが、どうすれば？
- 働き方改革で助成金を利用できるの？

## 働き方改革関連法の主な内容と中小企業における施行時期

2019年 平成31年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>残業時間の上限規制</b> 月45時間、年360時間 臨時 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>年次有給休暇5日付与義務</b></li> <li>●<b>正規と非正規(パート、有期雇用労働者)の均等・均衡待遇</b> (同一労働・同一賃金)</li> <li>●<b>パワハラ防止</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働時間の把握、医師の面接指導(月80時間超)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勤務時間インターバル制度(勤務終了後、一定時間以上の「休息時間」)</li> <li>●未払い残業代請求 時効3年</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●残業月60時間超の割増率50%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>運送・建設・医師の猶予措置廃止</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>受動喫煙防止</b></li> </ul>				

**相談は無料**です。1回2時間を標準として、**最大6回まで支援**します。

**佐賀働き方改革推進支援センター 訪問支援 FAX申込書**

**FAX番号 0952-60-2856** (お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名	TEL
お名前	FAX
所在地	Mail

### 【ご訪問希望日時】

- 第1希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後       オンライン相談希望  
 第2希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後  
 第3希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後

### 【ご相談内容】

- 働き方改革関連法の説明       労働時間関係       年次有給休暇  
 同一労働同一賃金       人手不足関係       テレワーク関係  
 その他

(具体的な相談内容を御記載ください)



※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。